

水道料金の統一に向けた料金改定について  
(答申)

(案)

令和5年〇〇月〇〇日

二本松市水道審議会



## 1. はじめに

現在の二本松市は、平成 17 年 12 月 1 日に 1 市 3 町（二本松市・安達町・岩代町・東和町）が合併して誕生し、水道事業（法適）については、二本松市と安達町の区域を統合している。また、平成 26 年 4 月 1 日には、岳簡易水道事業及び安達簡易水道事業を水道事業に統合し現在に至っている。そして、令和 2 年 4 月 1 日に岩代簡易水道事業及び東和簡易水道事業について公営企業会計を適用している。

二本松市の水道事業は、水の安全と安定的な供給を図るため、水道料金収入により運営している。二本松市の水道事業は、2 つの事業で、5 つの事業認可区域があり、令和 4 年 4 月 1 日時点の内容は以下のとおりである。

区分	上水道事業			簡易水道事業	
	二本松	岳	安達	岩代	東和
事業認可	昭和 2 年 7 月	昭和 28 年 12 月	昭和 44 年 3 月	昭和 47 年 7 月	昭和 59 年 5 月
給水人口	28,962 人	834 人	10,034 人	2,401 人	4,146 人
普及率	101.2%	89.3%	87.5%	40.2%	74.8%
配水管延長	258km	13km	123km	60km	141km

水道料金について、平成 17 年の合併に際しての協定項目で「水道料金は現行のそれぞれの料金体系とするが、二本松と安達地域の上水道については合併後 3 年以内に事業計画、財政計画を樹立し料金を統一すること」として引き継いでおり、平成 19 年 6 月から一律 11% の料金改定を行った。しかし、合併時の水道事業は累積赤字が生じている状況にあり、早急な経営改善が必要とされていたことから、経営の安定化を図ることを優先的に考え、料金統一を行わなかった。

また、平成 22 年度において水道料金の統一を検討したが水道事業の経営体として企業会計の使命である独立採算で自立できる体制づくりの構築を基本に、二本松・岳・安達の各地域における事業内容や給水原価などを精査し、現在の通増型料金体系のあり方も含め、新たな料金体系の樹立を目指すことで料金統一については慎重に取り扱うこととし、時間をかけて十分検討を加えることを理由として、水道料金の統一に至らなかった。

この結果、令和 4 年度時点においてもなお統一した水道料金の実現ができておらず、地域間格差が残ったままとなっている。同一市民でありながら水道料金が異なり、公平性の観点からも、この状況は、見直しが必要となっている。

このため、持続可能な水道事業経営を目指し、地域により差異のある水道料金体系についての総合的な検討のため、令和 4 年 10 月 20 日、「水道料金の統一に向けた料金改定」について二本松市長から諮問を受けた。

本審議会は、これまで全 8 回にわたり水道料金の統一に向けた料金改定について、経営状況や総括原価等の分析、地域別料金体系別の分析等、提供された資料を基に多角的な観点から議論・審議を行ってきた。その結果、水道事業の料金改定案についての結論

を得たので、ここに答申を行う。

## 2. 水道料金改定及び統一の必要性

合併後 17 年が経過する中、水道料金の負担の公平性を欠いている状況を是正する必要がある。また、水道事業を継続していくためにも、給水人口の減少に対応した料金設定を行う必要がある。さらに、将来の施設更新に係る費用を確保する必要がある。そのため、料金の統一及び適正な料金水準の確保が必要と判断した。なお、現行の水道料金制度は以下の表のとおりである。

現行の水道料金表（月額）

（税込 単位：円）

区分	内容	上水道事業				簡易水道事業	
		二本松地域	岳地区	安達地域		岩代地域	東和地域
				家庭用	営業用・団体用		
準備料金 （口径別基本料金）	メーター口径 13mm	968	968	134	134	1,221	122
	メーター口径 20mm	2,189	2,189	231	231	2,189	244
	メーター口径 25mm	3,531	3,531	244	244	3,289	366
	メーター口径 30mm	5,126	5,126	378	378	5,731	488
	メーター口径 40mm	9,152	9,152	438	438	12,331	732
	メーター口径 50mm	13,915	13,915	2,442	2,442	17,457	1,221
	メーター口径 65mm	-	-	2,734	2,734	-	-
	メーター口径 75mm	31,746	31,746	3,223	3,223	-	3,174
	メーター口径 100mm	48,840	48,840	-	-	-	-
基本料金 ※1	家庭用(5 m <sup>3</sup> まで)	-	-	1,034	-	-	-
	営業用・団体用(10 m <sup>3</sup> まで)	-	-	-	2,255	-	-
	一般用(10 m <sup>3</sup> まで)	-	-	-	-	-	1,826
水量料金	1 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> *2	67.1	59.4	182.6	-	60.5	-
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup>	84.7	78.1	189.2	244.2	122.1	182.6
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup>	122.1	105.6	218.9	316.8	134.2	182.6
	31 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup>	158.4	126.5	244.2	316.8	146.3	182.6
	41 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup>	158.4	126.5	280.5	390.5	158.4	182.6
	51 m <sup>3</sup> から 90 m <sup>3</sup>	189.2	126.5	304.7	390.5	182.6	182.6
	91 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup>	189.2	126.5	304.7	488.4	182.6	182.6
	101 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup>	231.0	126.5	304.7	488.4	194.7	182.6
	501 m <sup>3</sup> 以上	268.4	126.5	304.7	488.4	194.7	182.6
公衆浴場	14.3	-	-	-	-	-	

区分	内容	上水道事業				簡易水道事業	
		二本松地域	岳地区	安達地域		岩代地域	東和地域
				家庭用	営業用・団体用		
加入金	メーター口径 13mm	-	-	140,800		77,000	-
	メーター口径 20mm	-	-	243,100		99,000	-
	メーター口径 25mm	-	-	551,100		165,000	-
	メーター口径 30mm	-	-	804,100		275,000	-
	メーター口径 40mm	-	-	1,433,300		495,000	-
	メーター口径 50mm	-	-	2,380,400		770,000	-
	メーター口径 75mm 以上	-	-	市長が別に定める額		市長が別に定める額	-
	新たな申し込み	-	-	-		-	242,000

※1 安達地域と東和地域は、水量込み基本料金が設定されている。

※2 安達地域の家庭用の水量料金欄に記載してある「1 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>」とあるのは「6 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>」と読み替える。

### 3. あるべき水道料金の考え方

あるべき水道料金の考え方は次のとおりである。なお、公益社団法人日本水道協会が公表する「水道料金算定要領」を参考に総括原価により算定している。ここで、総括原価とは、過去の実績及び今後の合理的な給水需要予測と、これに対応する今後の投資計画を前提とし、以下に示す適正な営業費用に必要となる資本費用を加えて算定する方法である。

#### 【営業費用】

人件費・薬品費・動力費・修繕費・受水費・減価償却費・資産減耗費・その他維持管理費から公費負担分や長期前受金戻入などの控除項目を控除した額とする。

#### 【資本費用】

支払利息及び資産維持費とする。なお、資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額であり、以下の算定式で計算する。

$$\begin{aligned}
 \text{資産維持費} &= \text{対象資産} \times \text{資産維持率}^{※} \\
 &= 10,727,179 \text{ 千円} \times 3\% \\
 &= 321,815 \text{ 千円}
 \end{aligned}$$

※ 水道料金算定要領に基づき、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として標準値とされる3%を採用した。

#### 4. 本審議会での調査・審議事項

本審議会では、水道事業を前提に「水道料金の統一に向けた料金改定」を考えるにあたり、水道料金を構成する要素である「供給単価」「地域」「料金体系」の3つの視点を考慮した。

##### (1) 現状（令和3年度実績）

###### <全体>

料金収入	:	851,220 千円	①
年間有収水量	:	4,110,489 m <sup>3</sup>	②
1 m <sup>3</sup> あたりの供給単価	:	207.08 円/m <sup>3</sup>	①÷②

上記について、地域別料金体系別に算出した供給単価は以下のとおりである。

<二本松地域>

使用水量 (m <sup>3</sup> )	総水量 (m <sup>3</sup> )	料金収入 (円)	⑤=④÷③
			供給単価 (円/m <sup>3</sup> )
0 ~ 10	239,476	70,677,965	295.1359
11 ~ 20	610,453	92,041,569	150.7758
21 ~ 30	654,234	105,015,584	160.5169
31 ~ 50	589,729	107,431,256	182.1705
51 ~ 100	213,979	43,627,748	203.8880
101 ~ 500	243,849	60,035,340	246.1988
501 ~ 999999	490,125	123,568,800	252.1169
合計	3,041,845	602,398,262	198.0371

<岳地区>

使用水量 (m <sup>3</sup> )	総水量 (m <sup>3</sup> )	料金収入 (円)	⑧=⑦÷⑥
			供給単価 (円/m <sup>3</sup> )
0 ~ 10	7,228	3,056,637	422.8884
11 ~ 20	9,805	1,504,425	153.4345
21 ~ 30	7,392	1,094,612	148.0806
31 ~ 50	11,374	1,884,100	165.6497
51 ~ 100	10,664	1,595,150	149.5827
101 ~ 500	13,054	1,888,745	144.6871
501 ~ 999999	67,624	8,384,190	123.9825
合計	127,141	19,407,859	152.6483

<安達地域>

使用水量 (m <sup>3</sup> )	総水量 (m <sup>3</sup> )	料金収入 (円)	⑪=⑩÷⑨
			供給単価 (円/m <sup>3</sup> )
0 ~ 10	77,329	24,376,420	315.2300
11 ~ 20	245,147	45,440,469	185.3601
21 ~ 30	250,633	47,943,473	191.2895
31 ~ 50	183,455	40,140,669	218.8039
51 ~ 100	50,749	14,830,450	292.2314
101 ~ 500	85,756	35,299,013	411.6215
501 ~ 999999	48,434	21,382,918	441.4857
合計	941,503	229,413,412	243.6672

## (2) 調査・審議事項 (あるべき供給単価、改定率)

### <全体>

営業費用 (令和3年度実績)

原水及び浄水費	:	109,343 千円
配水及び給水費	:	82,949 千円
業務費	:	47,606 千円
総係費	:	57,724 千円
減価償却費	:	406,807 千円
資産減耗費	:	4,794 千円
合計	:	709,223 千円 (i)

資本費用

支払利息 (令和3年度実績)	:	89,024 千円
その他 (令和3年度実績)	:	8,026 千円
資産維持費 (標準的な金額を試算)	:	321,815 千円
合計	:	418,865 千円 (ii)

料金対象経費 : 1,128,088 千円 (iii) = (i) + (ii)

(考慮すべき事項)

当期純利益	:	176,854 千円 (iv)
収入関連	:	220,579 千円 (v)

合計 1,084,363 千円 (vi) = (iii) + (iv) - (v)

年間有収水量 4,110,489 m<sup>3</sup> ②

あるべき供給単価 263.8 円/m<sup>3</sup> (vii) = (vi) ÷ ②

あるべき供給単価が 263.8 円/m<sup>3</sup>と試算できた。令和3年度の供給単価 207.08 円/m<sup>3</sup>と比較すると 1.27 倍となる。

二本松地域の水量別の料金体系で算定すると、二本松地域の 1.34 倍とすることが必要であるが、市民生活への影響を考慮して全地域において上げ幅を 1.3 倍と設定する。なお、地域別料金体系別に算出した供給単価は上述のとおりであるが、地域別の単価に相違が生じており、特に二本松地域と安達地域の単価が大きく異なる。そのため、安達地域の単価を二本松地域と同水準としたうえで、上げ幅を 1.3 倍と設定する。

上記のあるべき供給単価について、地域別料金体系別に算定した結果は以下のとおりである。

<二本松地域>

現状（令和3年度）

現状（令和3年度）の1.3倍

使用水量 (m <sup>3</sup> )	⑤		④		⑤×1.3		④×1.3	
	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	料金収入 (円)						
0 ~ 10	295.1359	70,677,965	383.6767	91,881,355				
11 ~ 20	150.7758	92,041,569	196.0086	119,654,040				
21 ~ 30	160.5169	105,015,584	208.6719	136,520,259				
31 ~ 50	182.1705	107,431,256	236.8217	139,660,633				
51 ~ 100	203.8880	43,627,748	265.0544	56,716,072				
101 ~ 500	246.1988	60,035,340	320.0585	78,045,942				
501 ~ 999999	252.1169	123,568,800	327.7520	160,639,440				
合計	198.0371	602,398,262	257.4483	783,117,741				

<岳地区>

現状（令和3年度）

現状（令和3年度）の1.3倍

使用水量 (m <sup>3</sup> )	⑧		⑦		⑧×1.3		⑦×1.3	
	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	料金収入 (円)						
0 ~ 10	422.8884	3,056,637	549.7549	3,973,628				
11 ~ 20	153.4345	1,504,425	199.4648	1,955,753				
21 ~ 30	148.0806	1,094,612	192.5048	1,422,996				
31 ~ 50	165.6497	1,884,100	215.3446	2,449,330				
51 ~ 100	149.5827	1,595,150	194.4575	2,073,695				
101 ~ 500	144.6871	1,888,745	188.0932	2,455,369				
501 ~ 999999	123.9825	8,384,190	161.1772	10,899,447				
合計	152.6483	19,407,859	198.4428	25,230,217				

<安達地域>

現状（令和3年度）

二本松地域の水準に修正

左記の1.3倍

使用水量 (m <sup>3</sup> )	⑪		⑩		⑫		⑬		⑫×1.3		⑬×1.3	
	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	料金収入 (円)	単価 (円/m <sup>3</sup> )	料金 (円)	単価 (円/m <sup>3</sup> )	料金 (円)						
0 ~ 10	315.2300	24,376,420	286.7564	22,174,585	372.7833	28,826,961						
11 ~ 20	185.3601	45,440,469	145.3486	35,631,777	188.9532	46,321,310						
21 ~ 30	191.2895	47,943,473	154.8394	38,807,868	201.2912	50,450,228						
31 ~ 50	218.8039	40,140,669	174.8562	32,078,245	227.3131	41,701,719						
51 ~ 100	292.2314	14,830,450	201.5642	10,229,180	262.0335	13,297,934						
101 ~ 500	411.6215	35,299,013	237.2768	20,347,912	308.4598	26,452,286						
501 ~ 999999	441.4857	21,382,918	252.0296	12,206,800	327.6385	15,868,840						
合計	243.6672	229,413,412	182.1305	171,476,368	236.7697	222,919,278						

水道事業のあるべき料金収入は、1,084,363千円(vi)であり、全体的に1.27倍の改定が必要であった。この点、料金体系を同じにするため、安達地域を二本松地域の料金体系に修正したうえで、全地域について1.3倍の改定とした結果、最終的な改定率は以下のとおりである。

地域	現状（令和3年度） （円）	あるべき料金収入 （円）	倍率
二本松	602,398,262	783,117,741	1.30倍
岳	19,407,859	25,230,217	1.30倍
安達	229,413,412	222,919,278	0.97倍
合計	851,219,533	1,031,267,236	1.21倍

上記に基づき、地域別使用水量別の金額および倍率を示した結果が以下のとおりである。

地域	使用水量	現状 （消費税込）	改定後 （消費税込）	倍率
二本松	5 m <sup>3</sup>	1,303.50円	1,694.60円	1.3000倍
	10 m <sup>3</sup>	1,639.00円	2,130.70円	1.3000倍
	15 m <sup>3</sup>	2,238.50円	2,910.10円	1.3000倍
	20 m <sup>3</sup>	2,662.00円	3,460.60円	1.3000倍
	25 m <sup>3</sup>	4,020.50円	5,226.70円	1.3000倍
	30 m <sup>3</sup>	4,631.00円	6,020.30円	1.3000倍
	50 m <sup>3</sup>	8,888.00円	11,554.40円	1.3000倍
	100 m <sup>3</sup>	19,888.00円	25,854.40円	1.3000倍
	500 m <sup>3</sup>	116,468.00円	151,408.40円	1.3000倍
	1,000 m <sup>3</sup>	269,368.00円	350,178.40円	1.3000倍
岳	5 m <sup>3</sup>	1,265.00円	1,644.50円	1.3000倍
	10 m <sup>3</sup>	1,562.00円	2,030.60円	1.3000倍
	15 m <sup>3</sup>	2,139.50円	2,781.40円	1.3000倍
	20 m <sup>3</sup>	2,530.00円	3,289.00円	1.3000倍
	25 m <sup>3</sup>	3,608.00円	4,690.40円	1.3000倍
	30 m <sup>3</sup>	4,136.00円	5,376.80円	1.3000倍
	50 m <sup>3</sup>	7,293.00円	9,480.90円	1.3000倍
	100 m <sup>3</sup>	13,618.00円	17,703.40円	1.3000倍
	500 m <sup>3</sup>	64,218.00円	83,483.40円	1.3000倍
	1,000 m <sup>3</sup>	127,468.00円	165,708.4円	1.3000倍

地域	使用水量	現状 (消費税込)	改定後 (消費税込)	倍率
安達	5 m <sup>3</sup>	1,168.00 円	1,694.60 円	1.4508 倍
	10 m <sup>3</sup>	2,081.00 円	2,130.70 円	1.0238 倍
	15 m <sup>3</sup>	2,994.00 円	2,910.10 円	0.9719 倍
	20 m <sup>3</sup>	4,006.00 円	3,460.60 円	0.8638 倍
	25 m <sup>3</sup>	4,952.00 円	5,226.70 円	1.0555 倍
	30 m <sup>3</sup>	6,640.50 円	6,020.30 円	0.9066 倍
	50 m <sup>3</sup>	13,790.50 円	11,554.40 円	0.8379 倍
	100 m <sup>3</sup>	30,114.50 円	25,854.40 円	0.8585 倍
	500 m <sup>3</sup>	151,994.50 円	151,408.40 円	0.9961 倍
	1,000 m <sup>3</sup>	304,344.50 円	350,178.40 円	1.1506 倍

## 5. 加入金

新規水道開設者から徴収する加入金については、現状、安達地域では徴収しているが、二本松地域、岳地区では徴収していない。地域間で取り扱いが異なっているため、料金体系の統一と同様に、市民の公平性の観点から、二本松地域及び岳地区においても、加入金を徴収すべきと判断した。

現状及び改定後の加入金は以下のとおりである。

メーター口径	現状 (消費税込)	改定後 (消費税込)
13 mm	140,800 円	70,400 円
20 mm	243,100 円	121,550 円
25 mm	551,100 円	275,550 円
30 mm	804,100 円	402,050 円
40 mm	1,433,300 円	716,650 円
50 mm	2,380,400 円	1,190,200 円
75 mm以上	市長が別に定める額	市長が別に定める額

※ 金額は、安達地域の1/2相当額

## 6. おわりに

本審議会に対し「水道料金の統一に向けた料金改定」について諮問があり、これまで審議をしてきた結果を答申としてまとめた。

本審議会が答申した水道料金制度のあり方は、基本的な考え方とした「適正な原価に基づく料金算定」「水需要に応じた料金制度」「公平性の確保」の3つの軸に、持続可能な水道事業を営み、かつ経営環境の変化に対応した、これからの時代に相応しい水道料金制度となるものである。

なお、今回の答申における料金改定は、現状の約1.3倍の改定と結論づけたところであるが、答申どおり改定する際は、現下の新型コロナウイルス感染症や物価高騰などが市民生活に少なからず影響を及ぼしていることから、段階的な改定を考慮いただきたい。

そして、今後の料金改定であるが、人口減少に伴う有収水量の減少や刻々と変わる社会・経済情勢に鑑み、水道事業の経営戦略を見直す5年程度ごとに、料金のあり方を検討する必要があると考える。

また、今回、料金改定の対象とならなかった岩代及び東和簡易水道の料金統一についても、遠からず検討することを期待するものである。

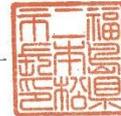
最後に、より一層の事業経営の効率化、そして二本松市に相応しい水道料金制度が構築されることを願い、この答申の結びとする。

別紙 1 諮問書（令和 4 年 10 月 20 日）

4 上 第 3 7 7 号  
令和 4 年 1 0 月 2 0 日

二本松市水道審議会  
会長 菅野 恒雄 様

二本松市長 三 保 恵 一



水道料金の改定について（諮問）

二本松市水道審議会条例第 1 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたしますので、貴審議会の意見を求めます。

記

< 諮問事項 >

1. 「水道料金の統一に向けた料金改定」について



## 別紙2 審議会委員名簿

## 二本松市水道審議会委員名簿

区 分	氏 名	選出区分
会 長	菅 野 恒 雄	学識経験者
副会長	野 地 睦 巳	学識経験者
委 員	石 川 美 知	学識経験者
	安 齋 秀 一	学識経験者
	村 松 隆一郎	学識経験者
	二 瓶 孝 二	水道使用者
	菅 野 博 子	水道使用者
	石 川 あさ子	水道使用者
	三 浦 きぬ子	水道使用者
	齋 藤 ひとみ	水道使用者

## 別紙 3 二本松市水道審議会審議経過

会議	開催年月日	審議内容
第 1 回	令和 4 年 7 月 4 日	委嘱状交付
第 2 回	令和 4 年 9 月 28 日	水道施設現地視察
第 3 回	令和 4 年 11 月 10 日	諮問「水道料金の統一に向けた料金改定」 →概況、経緯、現状、料金改定・統一の必要性の 確認
第 4 回	令和 5 年 1 月 17 日	審議「課題と料金改定の必要性」
第 5 回	令和 5 年 2 月 14 日	審議「水道料金体系の統一案（その 1）」
第 6 回	令和 5 年 5 月 12 日	審議「水道料金体系の統一案（その 2）」
第 7 回	令和 5 年 8 月 25 日	水道料金改定の素案
第 8 回	令和 5 年 月 日	答申書案

別紙 4 二本松市水道審議会条例

平成17年12月 1 日条例第203号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が設置する水道施設の整備計画に関し必要な調査及び審議をするため、二本松市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が任命する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 水道使用者 5人

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が命ずる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）の定めるところ  
による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第39号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。